

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上が経営の最重要課題であると考えております。その実現のために、経営環境の変化に対して迅速な対応ができる組織体制を整備し、コーポレートガバナンスが有効に機能した、公正で透明性の高い経営システムを構築し維持してまいります。今後、更に株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応え、中長期的な企業価値の向上を目指すため、コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、現在のところ、機関投資家及び海外投資家の持株比率が低いと見られ、議決権の電子行使環境の整備及び招集通知の英訳は行っておりません。今後の株主構成の動向を踏まえ、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、基準日において株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主が、議決権行使可能な株主としており、実質的株主につきましては、その真実性を確認する手立てがないことから、出席を認めておりません。ただし、あらかじめ株主総会への出席の申し出があり、かつ当該者が実質的な株主であることが確認できた場合には、株主総会への出席及び議決権行使等を認めることを信託銀行と協議しつつ検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は、現時点におきまして、全株主に対する外国法人等の比率が約5.8%であることから英文での情報開示は行っておりません。今後、外国人株主比率に大きな変動が生じた場合、英文の招集通知作成や英文の情報開示について、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は、現状、高い出席率、十分な議論時間の確保及び取締役会メンバーからの活発な意見提言により、十分な実効性が確保できていると判断しておりますが、取締役会全体の実効性についての分析・評価、及びその結果の開示は、今後の課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、取引先等との関係維持が企業価値を向上させ、当社の中長期的な事業戦略に必要と認められる場合に株式の政策保有を行います。取締役会においては、その保有意義・合理性を、資金活用方法やリスクを多角的な観点で検討します。

投資先企業については、定期的に各種法令遵守状況や反社会的行為等に関するチェックを行い、議決権行使時には、各議案について保有目的との整合性のみならず、成長性、あるいは当社の利益に資するかどうか等を総合的に勘案して賛否を決定しております。

なお、政策保有株式に係る議決権行使については、個々の株式に応じた総合的な判断が必要なため、基準を設けておりません。また、現時点で純投資目的での保有株式はありません。

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引について、該当する特別の利害関係を有する取締役はその決議に参加できないこと、その取締役は定足数及び決議数の算定に当たり、取締役の数に算入しない旨を取締役会規程に定めております。

また、会社法及び金融商品取引法などの定めに従い開示すべき関連当事者間の取引については、株主総会招集通知や有価証券報告書などで開示しております。

【原則3-1】

(1)当社ウェブサイト、決算短信にて開示しております。

(2)今後、随時当社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示してまいります。

(3)当社の取締役の報酬は、平成29年3月開催の定時株主総会で決定された総額2.3億円の範囲内で各取締役の年間報酬を定め、毎月一定した月割額を支給しております。個別の年間基本報酬額は、会社で定められた基本報酬額に各取締役の職位に加え、前年度の業績や職務遂行実績を取締役会で検討するとともに、当期の経営計画目標についても加算・減算を行い、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

役員賞与につきましては、現在支給を行っておりませんが、今後は中長期的な企業価値の向上を目的とした、業績と連動するストック・オプションの付与等のインセンティブを考慮してまいります。

また、社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、各社外取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。

(4)経営陣幹部の選任及び社内から取締役候補者としての指名を行う際には、それぞれ職務における能力や実績だけでなく、人格に優れた者を候補者として選定する方針としております。

当社はこの方針に基づき、取締役会で検討し決定することとしております。なお、監査役候補者は事前に監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決定しております。

社外取締役・社外監査役につきましては、退任する社外取締役・社外監査役の経験や知見を考慮すると同時に、留任する社外取締役・社外監査

役とのバランスに配慮し、かつ人格に優れた者を候補者として、選定する方針としております。
(5)取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会の決議事項として、法令、定款において定める事項のほか、取締役会規程において取締役会決議事項を定めて運用しております。

また、業務執行の機動性の確保や経営効率の向上を目的に、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定については、職務権限規程などにおいて決裁事項や手続を定めて運用しております。

【原則4-8】

当社は、取締役9名のうち、公認会計士と税理士の2名を独立社外取締役として選任しております。

なお、「3分の1以上の独立社外取締役の選任」に関する必要性について、現時点では認識しておりません。

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役候補者の選任に当たっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。独立社外取締役については、経験と識見から当社の論理にとらわれない客観的視点をもって率直な意見を述べることができる人物を選定しており、取締役会においては、忌憚のない意見を述べるように配慮しております。

当社の「取締役・監査役の選定基準、選任解任手続及び独立性判断基準」は当社ウェブサイトにおいて開示しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会を最適な構成とすべく取締役候補者に関しては、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に貢献するための資質やバックグラウンドを兼ね備える人物を、専門性に応じバランス良く選定することとしております。

具体的には、それぞれの取締役候補者の選定に当たっては「取締役・監査役の選定基準、選解任手続及び独立性判断基準」を設け当該基準・手続に基づき適格な候補者を選定し、取締役会において十分な審議を経て決定し、株主総会に付議することとしております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は、株主総会招集通知に記載し、当社ウェブサイトにおいて開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、当社取締役及び監査役に対して、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。当社取締役及び監査役は、会社が指定する経営陣を対象とした社内外の研修会に参加するとともに、外部の専門セミナーや経営者交流会、団体などへの積極的に参加するなど、必要な知識の習得あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や自己研鑽に努めています。

【原則5-1】

当社のIR活動は、社長直轄の経営企画室が、財務部、経理部、その他の管理部門及び営業部門と連携しながら進めております。主要な機関投資家に対しては、社長またはIR担当役員が、各四半期の業績開示後に個別のミーティングを実施するほか、随時スモールミーティング等を実施しております。また、個別面談の際にはインサイダー情報の漏えい防止に努めております。

面談において皆様から頂いたご意見やご要望については、経営陣幹部の間で共有されております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松崎 隆司	1,318,180	16.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	650,200	7.98
松浦 正二	484,800	5.95
小澤 順子	391,000	4.80
久富 哲也	281,600	3.46
上田八木短資株式会社	203,000	2.49
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	192,690	2.36
KBL EPB S.A. 107704 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	156,800	1.92
菊池 由佳	155,000	1.90
小澤 勇介	155,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋 廣司	他の会社の出身者													
荒巻 善宏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 廣司		株式会社プロネットの代表取締役社長を兼任しております。 株式会社パルコの社外取締役を兼任しております。 当社との間で責任限定契約を締結しております。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い識見を活かして、当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことで、経営の透明性と健全性向上に資することから、社外取締役として適任と判断し選任しております。 当社との関係において、東京証券取引所が定める項目に該当するものはなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもないと考えられることから、独立役員に指定することといたしました。

荒巻 善宏	税理士法人チェスターの代表を兼任しております。 当社との間で責任限定契約を締結しております。	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い識見を活かして、当社経営に独立した立場から適切な助言をいただくことで、経営の透明性と健全性向上に資することから、社外取締役として適任と判断し選任しております。 当社との関係において、東京証券取引所が定める項目に該当するものはなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもないと考えられることから、独立役員に指定することいたしました。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、社長室3名を内部監査担当者とし、年度ごとの内部監査計画に基づいて、法令及び社内規程の遵守状況の監査を行っております。監査結果について社長に報告し、監査役とも適宜意見交換を行っております。
監査役は、法令、定款、諸規程の整備・遵守状況の確認や、取締役の職務執行状況(取締役会への出席、稟議書、重要な契約書の閲覧)について監査を行い、把握した問題点について監査報告書としてまとめ、社長あるいは取締役会に報告の上、改善指導を行っております。また、会計監査人及び内部監査部門と適宜協議をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口 孝吉	他の会社の出身者													
榎園 利浩	他の会社の出身者													
平澤 勝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 孝吉		当社子会社 株式会社One's Lifeホーム社外監査役を兼任しております。 当社との間で責任限定契約を締結しております。	大手不動産会社での監査役経験を有し、幅広い見識を活かして、監査体制の強化を図るため、社外監査役に選任しております。 当社との関係において、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもないと考えられることから、独立役員に指定することといたしました。
榎園 利浩		東京晴和法律事務所パートナーを兼任しております。 当社との間で責任限定契約を締結しております。	弁護士としての豊富な経験と見識を活かして、監査体制の強化を図るため、社外監査役に選任しております。 当社との関係において、東京証券取引所が定める項目に該当するものはなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもないと考えられることから、独立役員に指定することといたしました。
平澤 勝		平澤勝税理士事務所所長を兼任しております。 財団法人ユフ福祉センター監事を兼任しております。 ダイヤモンドコミュニティ株式会社監査役を兼任しております。 当社との間で責任限定契約を締結しております。	税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、監査体制の強化を図るため、社外監査役に選任しております。 当社との関係において、東京証券取引所が定める項目に該当するものはなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもないと考えられることから、独立役員に指定することといたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明 更新	

平成23年8月12日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第1回新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく第2回新株予約権の付与(有償ストックオプション)に関する決議を行っております。
また、平成29年3月29日開催の第41回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明	

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲及び士気をより一層向上させ、当社の中期経営計画における業績目標達成の意欲を高めることを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬等の総額については事業報告に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の中で、当社の業績拡大及び企業価値向上に対する貢献度等総合的な見地に立ち決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現時点では、社外取締役及び社外監査役のための専従社員を配置しておりませんが、サポートの必要が生じた場合は、社長室あるいは管理本部が適切なサポートを行っております。

また、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、法令等に基づき監査役または監査役会は当該使用人に関する事項を定めるとともに当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制を整備する方針であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社取締役会は、平成29年3月29日現在9名により構成されており、「取締役会規程」に基づいて運営し、取締役社長が議長をつとめております。定時取締役会は毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の迅速化を図っております。取締役会においては、当社の重要業務執行に係る事項について決議及び報告を行い、経営情報として情報の共有化を図るとともに、当社の企業経営の透明性と適法性の維持を図っております。また、社外取締役2名を独立役員に指定しており、取締役会の適切な運営及び透明性の向上を図っております。

当社は、監査役会設置会社であります。当社の監査役員数は、平成29年3月29日現在、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名であり、3名全員が社外監査役であります。監査役は監査役機能の強化のため各監査役の連系を十分に取り、法令等に規定する事項のほか、取締役会へ出席し、取締役の職務の適法性・妥当性を監査し、また常勤監査役は社内の重要会議にも出席しております。さらに、当社事業の運用状況の確認も行うとともに、会計監査人及び内部監査部門との意見交換を密に行い連携を保つことで、有効かつ効率的な監査を実施し、より一層の内部統制強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役のうち2名は社外取締役であります。選任の理由に記載の通り、公認会計士または税理士としての豊富な経験と幅広い識見を活かして、独立した立場から当社経営に適切な意見の表明を行っております。

当社の監査役は、3名とも社外監査役であります。各監査役は選任の理由に記載の通り、税務及び法務において豊富な経験と幅広い見識を有しており、それぞれの立場から、取締役及び取締役会に対して的確な助言を行うとともに、必要な報告を求めています。

また、監査役のうち1名は常勤監査役であり、適切な業務分担を行いながら、連携を取って監査役業務を遂行しております。また、監査役会を原則毎月開催して、監査結果について報告し、監査役間の情報の共有を行っております。

現在の体制において、十分な経営監視機能が機能していると判断しており、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第41回定時株主総会から議決権の電子行使を導入しております。
その他	株主総会への株主の出席を促すために、開催集中日を回避しております。また、取締役会決議後、遅滞なく当社ウェブサイト及びTDnetに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後に個人投資家向けに説明会を開催しているほか、年数回不定期に個人投資家向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後にアナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家情報ページを設置しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス基本方針」において、当社はすべてのステークホルダーに対して適切な時期・方法による正確な情報の開示に努める旨を規定しております。
その他	株主に対する利益還元につきましては、業績の進展を勘案しながら、増配、株式分割等により積極的に実施して参りたいと考えております。 社員、お取引先に関しましては、当社の定める「コンプライアンス基本方針」を遵守し、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公正な企業活動を実践して参りたいと考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本方針を定める。
 - (2) コンプライアンスマニュアルを定め、全グループ会社の役員職員に配布して周知徹底を図る。
 - (3) グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (4) コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については社長に報告する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。またコンプライアンス相談窓口を設置し、運営上の方針及び手続きと内部通報者の保護の方法について内部通報者保護規程において定める。
 - (5) 社長室は、職務分掌規程に定める業務区分に基づき内部監査を行い、内部監査結果及び改善状況について社長に報告する。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載または記録し、法令に基づき保存するものとする。
 - (2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、情報セキュリティ管理規程及び重要情報管理規程を定める。
 - (3) 重要情報に関しては、重要情報管理規程に基づき管理を行うとともにパスワードを付してアクセスを制限する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 内部統制規程に基づき、取締役会の決議によって内部統制プロジェクトを設置する。
 - (2) 内部統制プロジェクトは、損失の危険の管理に関する事項を含む全グループ会社における全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、評価結果及び改善状況を取締役に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、会議規程に基づき経営会議を原則毎月開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
 - (2) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。また、関係会社の取締役等は、関係会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (2) コンプライアンス基本方針は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
 - (3) 関係会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「監査役補助者」という。)を置くことを求めた場合においては、法令及び内部統制規程に基づき監査役または監査役会は当該使用人に関する事項を定めるとともに当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制を整備するものとする。
 - (2) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
 - (3) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないこととする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人等並びに関係会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制については、監査役または監査役会が法令及び内部統制規程に基づき整備するものとする。
 - (2) 監査役は、取締役会規程に基づき取締役会に出席することを要する。
 - (3) 監査役は、監査役監査基準に基づき、平素より当社の取締役及び使用人等並びに関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握するものとする。
 - (4) 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役監査の実効性を確保する体制については、監査役または監査役会が法令及び内部統制規程に基づき整備するものとする。
 - (2) 監査役は、監査役監査基準に基づき、内部監査部門と緊密な関係を保ち内部監査の結果を活用するよう努めるほか、監査上の必要性に従い内部監査部門に報告を求め、また特定事項の調査を依頼することができるものとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。
 - (2) 不動産取引に際しては必ず外部調査機関による取引先のスクリーニング(反社会性チェック)を行い、疑わしい場合においては取引を行わないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 排除方針 >

当社は、平成18年7月に「コンプライアンス基本方針」を定めており、その基本方針のひとつとして、「反社会的勢力の排除」を掲げ、周知徹底を

図っております。

<チェック方法等>

当社では、反社会的勢力の排除・防止体制として、以下の対応を行っております。

a. チェック手続き

(a) 役員・社員

採用時に履歴書の内容、面談による確認のほか、各人より確認書を取り付けて確認する他、入社に際しての稟議時にチェックを行っております。

(b) 取引先

登記簿謄本を入手し、本店所在地、役員及び目的事項が頻繁に変更されていないか、登記上の本店所在地と実際の活動拠点が一致しているかのチェックポイントを設け、不審な点がないか、取引の内容を問わず、取引開始稟議時に確認を行っております。

取引先の属性については業務管理部が取り纏めを行っており、データベース化を行っております。

b. 外部機関の活用

帝国データバンク等の情報機関や、インターネットの検索エンジン(google)、日経テレコンを使って企業情報の収集、関連記事の検索を行い、疑わしい事例があった場合は、外部調査機関(SPネットワーク)に調査依頼を行い、外部調査機関からの報告を参考に、取引先については、管理本部長が取引可否の判断を行っております。

c. 規程等の整備及び研修

(a) 規程等の整備

総務部を所管部署と定めて、反社会的勢力等からの苦情やクレームが発生した場合に備え、平成22年2月8日付で、「反社会的勢力対応規程」を制定しております。

また、平成20年4月1日に「反社会的な勢力との不動産取引防止に係る業務手続」、平成20年10月1日に「反社会的勢力対応マニュアル」、平成21年4月23日に「反社関係者来訪時対応要領」、平成22年2月8日付で「反社からの不当要求に関する対応要領」を制定し、顧問弁護士への相談及び警察への通報等の一連の流れ及び対応方法について規定し、各部門での勉強会等において役員・社員に周知徹底しております。

(b) 研修等の実施

今後も、反社会的勢力との関係の排除を徹底するため、所轄警察署の相談窓口との関係強化や指導を受けながら、対応を図る予定であります。

また、特殊暴力防止対策連合会及び協議会に加盟しており、講習会に参加して、研修に活用しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

